

平成25年度 第8回庁議要旨

日時：平成25年7月18日（木）

午前9時30分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 被災児童等を支援するための相談・援助事業の実施について（福祉部）

東日本大震災の発生以降、市内はもとより市外からも多くのNPO等の団体等からの支援により被災児童等への相談・援助活動が展開されており、平成23年度からは、継続的な支援活動の促進を図るため宮城県子育て支援対策臨時特例基金（安心こども基金）を活用し、NPO等の団体に対し、その事業経費の一部を助成しているが、本年度においても引き続き事業経費の一部を助成することにより、被災地におけるきめ細やかな支援活動を促進するもの。

(1) 主な内容

震災により被災した子ども及びその家族等への支援を実施するNPO等の団体（特定非営利活動法人、ボランティア団体等）に対して、その事業経費の一部を助成する。

ア 対象団体

石巻市内において被災された方々への支援活動を行うNPO等の団体（特定非営利活動法人、ボランティア団体等）で、宮城県内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、宮城県内を中心として活動している団体

イ 対象事業

- (ア) 子どもの遊び場の提供事業
- (イ) 一時預かり等補完事業
- (ウ) 被災児童等の心を癒すイベント・講習会・相談会等の事業
- (エ) その他被災児童等への支援となる事業で、市長が特に必要と認めた事業

ウ 事業実施期間

平成25年度中に実施される事業

エ 助成金の額等

- (ア) 助成金の総額は、予算の範囲内で交付し、助成率は10/10
- (イ) 助成限度額は、1団体当たり100万円とする。

オ 助成対象経費

賃金（団体の恒常的な職員に係るものを除く。）、謝金、旅費、物品購入費、印刷製本費、使用料及び会場借上料、通信運搬費、消耗品、燃料費、その他市長が認める事業実施に必要な経費

カ 助成対象外経費

- (ア) 他の機関や団体等から補助を受けている経費
- (イ) 国、県及び市が別に定める補助金及び交付金等の対象となる経費
- (ウ) 既に実施している事業で、単に当該団体の負担を軽減するための経費
- (エ) 個人に金銭給付を行い、個人の負担を直接的に軽減する経費
- (オ) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助するための経費
- (カ) 施設整備のための経費（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

(2) 今後の予定

- ア 平成25年市議会第3回定例会に歳入歳出予算を提案
- イ 平成25年9月 石巻市被災児童等を支援するための相談・援助事業実施要領の制定
- ウ 平成25年10月 NPO団体等の公募

2 石巻市立幼稚園保育料の減免について（教育委員会）

石巻市立幼稚園の保育料は、生活保護世帯及び当該年度の市民税所得割額非課税世帯並びに東日本大震災の被災世帯について全額減免しているが、このたび、国の幼稚園就園奨励費補助金事業において、同時に入園する第3子目以降について補助（減免）対象者の所得制限を廃止したことから、本市においても同様に石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正し、保育料を減免するもの。

(1) 主な内容

生計を一にする世帯から3人以上の幼児が同時に就園している場合は、第3子以降の保育料を減免する。

(2) 今後の予定・施行期日

- ア 平成25年7月 石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正
- イ 平成25年9月 市立幼稚園保護者に周知、減免申請手続開始

[報告事項]

1 平成25年度市職員による災害時図上訓練について（総務部）

今年度の職員による図上訓練は、防災対策課（本部連絡室内）において実施したが、より確実に迅速な指示命令の伝達と災対各部における的確な災害対応を行うためには災対各部における訓練も必要であることから本訓練を実施するもの。

(1) 主な内容

- ア 訓練日時
平成25年7月24日（水）午後4時から午後5時まで
- イ 場所
庁議室及び災対各部執務室
- ウ 訓練参加者（総合支所を除く。）
災対各部次長（各部次長等）及び本部連絡員、本部連絡室（防災対策課職員）
- エ 実施概要
 - (ア) 災害想定
台風の接近に伴う大雨、暴風、洪水、土砂災害、高潮等の各警報が発せられる見込みに伴い、災害対策本部を設置した。
 - (イ) 訓練の概要
 - a ロールプレイング方式により、コントローラー側と訓練対象者による図上訓練とし、災害の発生、被害想定が付与に基づき災害対策本部での決定事項等を本部連絡員を通じ、その内容及び対策について情報伝達する。
 - b 災対各部次長等は自席により本部連絡員の情報に基づき適切な災害対応を決定の上、本部連絡員を通じ、担当の災害対策本部員（防災対策課職員）に報告する。
 - c 災害対策本部員（防災対策課職員）は、さらなる指示等を本部連絡員を通じ

行う。

(2) 今後の予定

ア 事前説明会

平成25年7月18日(木)

2 (仮称)石巻市須江地区産業用地分譲(賃貸)の募集について(産業部)

河川堤防等の整備に伴って移転を余儀なくされる事業所の移転先の確保と津波リスクのない内陸部に産業拠点を形成することで事業所の市外流出、ひいては雇用の場の確保により人口流出に歯止めをかけ、最大の被災地である本市の早期復興と災害に強いまちづくりに資するため整備を進めている(仮称)石巻市須江地区産業用地への進出を希望する事業者を公募するもの。

(1) 主な内容

ア 募集条件

(ア) 募集単位

最低敷地面積が1,000㎡以上であること。

(イ) 取得方法

分譲又は事業用定期借地権の選択が可能

(ウ) 募集区画

ゾーニング及び区画はオーダーメイド(決定後、協議により調整)

(エ) 募集業種

建設業、製造業、情報通信業、運輸業等で産業用地の環境に影響を及ぼさないもの。

(オ) 住居(併設を含む)及び事務所等を伴わない自家用倉庫、駐車場、資材置場等は対象外とする。

イ 申込者の資格

(ア) 本市と災害時協力協定を締結し、災害時に被災市民への支援協力ができること。

(イ) 自ら募集業種に適合する事業の用に供する施設を経営しようとする者であること。

(ウ) 契約締結日から3年以内に施設等の建設に着手し、5年以内に建設を完成し、かつ、施設等の建設終了後(賃貸する場合は契約期間満了までの間)継続して施設等において事業を営むことのできるもの。

(エ) 施設等の建設、経営に係る資金計画が適切であり、分譲代金及び保証金又は賃料を確実に支払うことができるもの。

(オ) 市税及び国民健康保険税の未納がないこと。

(カ) 納税及び雇用の面で本市に貢献できること。

(キ) 公害防止対策を十分に講じることができること。

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員に該当しないこと。

ウ 譲受(賃貸)予定者の決定

分譲予定面積を超える応募があった場合は、次の優先順位により決定するものとし、希望面積で調整する。

第1順位 河川堤防、高盛土道路等公共工事に伴って移転を余儀なくされている事業者

第2順位 東日本大震災の浸水地区にあり、現有地での事業再開が困難な事業者

第3順位 東日本大震災の浸水地区にあり、将来的な津波リスク軽減のため移転希望する事業者

第4順位 その他本市の復興に資すると市長が特に認める事業者

エ 立地協定の締結

譲受（賃貸）予定者と決定した場合、速やかに本市との立地協定を締結する。

オ スケジュール

平成25年7月10日（水） 募集開始

平成25年7月24日（水） 募集終了

平成25年7月25日（木） 譲受（賃貸）予定者の決定

平成25年7月26日（金） 結果の通知

平成25年7月29日（月）～8月2日 立地協定締結

(2) 今後の予定

ア 本産業用地の整備箇所は農地であるため、当該事業を復興整備計画に位置付け、農地転用の手続きが完了次第、速やかに事業に着手する。

イ 平成25年度 基本設計・測量調査、都市計画決定、用地取得、実施設計、本体工事着手など

ウ 平成26年度 本体工事（平成26年度末の供用開始を目指す。）

3 石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の免除について（教育委員会）

東日本大震災により被災した生徒の就学機会を確保するため、石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金については、徴収期限を変更し、又は免除してきたが、県立学校と同様に平成26年度の入学者に係る入学者選抜手数料及び入学金についても免除できるようにするもの。

(1) 主な内容

平成26年度の入学者においても入学者選抜手数料及び入学金の免除を実施するため、石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する。

(2) 今後の予定・施行期日等

ア 平成25年市議会第3回定例会に石巻市立学校の授業料等徴収条例改正を提案：公布の日から施行

イ 平成26年3月初旬 平成25年度入学者選抜

ウ 平成26年3月末 合格発表、入学説明会（免除概要説明）

4 チビタベッキア市との姉妹都市締結について（企画部）

平成25年7月8日、チビタベッキア市において姉妹都市を締結し、合併以前から続く両市の姉妹都市交流を新石巻市として正式なものとした。

(1) 主な内容

締結した盟約書に基づきチビタベッキア市と本市における交流事業として次の事業の実施に努める（可能な範囲から開始することで同意）。

ア 毎年10月18日を姉妹都市記念日として親書の交換を行う。

イ 年に数回、チビタベッキア市・本市の広報誌にて両市の記事を掲載する。本市においては、市報においてチビタベッキア市の写真とともに記事掲載を行うことで同意した。チビタベッキア市も同様とする。

ウ チビタベッキア市内の通り又は広場に支倉常長の名前を付ける。

エ 両市の物産紹介、チビタベッキア市において日本文化紹介(日本語コースを開設)、同じく本市においてイタリア文化紹介(イタリア語コース開設)を行う。

本市においては、イタリア文化(料理講座や文化・習慣等)を理解するために講座を開催することを検討する。

物産紹介については、産業部と連携し、サン・ファン・パークにチビタベッキア市の物産紹介コーナーの設置を検討する。

オ 青少年文化交流事業として、本市の青少年をチビタベッキア市が受け入れる。

本市からは、高校生の海外派遣事業としてチビタベッキア市を訪問する(チビタベッキア市内のマルコーニ高校校長から受け入れ希望を示された。ただし、ホームステイ事業は実施せず、交流事業として派遣する。)

[その他]

1 平成25年8月1日付け組織機構改革及び定期人事異動について(各部の人的協力に関して)(市長から)

ア 震災から2年4月が経過したが、復旧・復興はこれからが本番であり、職員一丸となって進んでいかなければならない。

イ 復興(復旧事業も含む。)の加速化を図るため、課題・問題を共有しながら効率的にスピード感を持って業務に当たることを目的に、8月1日付けで組織改編を実施する。

ウ 組織改編のポイント

(ア) 復興政策部の設置

市長の考えをダイレクトに政策に反映できる組織として、総合調整機能強化を図るとともにワンストップでの政策判断及びワンボイスでの方針周知が可能な組織を目指す。

(イ) 財務部の設置

歳入歳出の一元管理及び効率的な行政運営を進めるため新たに「行政経営課」を設置する。

(ウ) 防災対策機能強化

防災対策課を、危機管理業務を所掌する「危機対策課」と防災施設整備を所掌する「防災推進課」の2課に再編する。

(エ) 復興事業部の設置

復興事業推進に特化した部を設置、事業のスピード化を図るため、区画整理課及び集団移転対策課をそれぞれ2課に再編する。

(オ) 産業部の体制強化

漁業集落防災機能強化事業の円滑な推進を図るため「漁業集落整備課」を設置する。

エ 組織改革を行うに当たり、マンパワー確保が課題となる。

1月1日付けで実施した一部組織の見直しにおいても、各部に人的協力をいただいたが、今回の組織改編においてはさらなる協力をいただきたい。

どの部署でもギリギリの人員で業務を行っていることも理解しているが、復興を最優先課題として取り組まなければならないことから、理解いただきたい。